

旭川市水道局随意契約の公表について

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市水道局契約規程第18条の2第2項の規定により公表します。

令和5年8月25日

旭川市水道事業管理者 佐藤 幸輝

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 水道メーター分解業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

使用済み水道メーターを有価物と廃棄物に分解・分別する業務

イ 履行期間

着手の日から 令和6年1月31日まで

ウ 業務の問い合わせ先

旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局3階

旭川市上下水道部管路管理課給排検針係

電話 0166-24-3140

2 契約の相手方の選定基準

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同法第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設であること。

(2) 旭川市内に拠点の有すること。

(3) 当該業務を履行する能力を有すること。

3 契約の相手方の決定方法

受注機会の確保と障がい者の自立を促進する観点から、多くの市内事業者と契約できるように、当該業務を分割するとともに、契約する価格（単価）を見積り合わせて決定し、当該決定価格（単価）による契約締結の同意者との随意契約とする。